

議案第80号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場を設置するほか、所要の改正をする必要がある
ので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「午前5時30分から午後11時30分まで」を「午前0時から午後12時ま
で」に改める。

別表第1 葛飾区東金町運動場の項中「多目的広場」を「東金町多目的広場」に改め、同
表葛飾区上千葉公園運動場の項の次に次のように加える。

葛飾区葛飾にい じゅくみらい公 園運動場	テニスコート 新宿 多目的広場	東京都葛飾区新宿六 丁目3番2号 東京都葛飾区新宿六 丁目3番20号	毎月の第3水曜 日
----------------------------	--------------------	---	--------------

別表第2 葛飾区水元体育館駐車場の項の次に次のように加える。

葛飾区葛飾にいじゅくみ らい公園運動場駐車場	東京都葛飾区新宿六丁目3番2号	無休
	東京都葛飾区新宿六丁目3番20号	無休

別表第3の1の部(1)の款大体育室の項、小体育室の項及び第一武道場又は第二武道場の
項を次のように改める。

大体 育室	第1回	16,000円	64,100円	80,100円	87,400円		
	第2回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		
	第3回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		

	第4回	24,800円	99,000円	123,800円	135,400円		
	全日	73,400円	293,500円	366,900円	402,300円		
	1人1 回30分 につき					100円	20円
小体 育室	第1回	5,900円	23,900円	29,900円	32,600円		
	第2回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第3回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第4回	9,200円	36,600円	45,900円	50,400円		
	全日	27,500円	110,100円	137,600円	151,300円		
	1人1 回30分 につき					100円	20円
第一 武道 場又 は第 二武 道場	第1回	2,400円	9,400円	11,600円	12,900円		
	第2回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第3回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第4回	3,600円	14,600円	18,100円	19,900円		
	全日	11,200円	44,600円	55,600円	61,200円		
	1人1 回30分 につき					100円	20円

別表第3の1の部(1)の款第一武道場又は第二武道場の項の次に次のように加える。

弓道 場	第1回	4,300円	17,000円	21,300円	23,400円		
	第2回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		
	第3回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		

	第 4 回	6,600円	26,400円	33,000円	36,300円		
	全日	19,700円	78,600円	98,300円	108,100円		
	1 人 1 回 30 分 につき					100円	20円

別表第 3 の 1 の部(1)の款弓道場、エアライフル場又はアーチェリー場の項中「弓道場、エアライフル場又はアーチェリー場」を「エアライフル場又はアーチェリー場」に改め、同表 4 の部多目的広場（全面）の項及び多目的広場（半面）の項中「多目的広場」を「東金町多目的広場」に改め、同部プールの項の前に次のように加える。

新宿多目的広場（全面）	900 円（中学生以下の使用は、無料とする。）	3,600円	4,500円	4,950円	
新宿多目的広場（半面）	450 円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,800円	2,250円	2,470円	

別表第 3 の 5 の部多目的広場の項中「多目的広場」を「東金町多目的広場」に改め、同表に次のように加える。

新宿多目的広場	全灯点灯（全面）	1,000円
	全灯の 6 割 2 分点灯（全面）	620円
	全灯の 3 割 7 分点灯（全面）	370円
	全灯の 6 割 2 分点灯（半面）	620円
	全灯の 3 割 7 分点灯（半面）	370円
	全灯の 1 割 8 分点灯（半面）	180円

別表第 4（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 4（第16条関係）

名称	限度額		
	駐車時間30分ま	30分を超える駐車	1 日 1 回につき

	で	時間30分までごと に	
葛飾区総合スポーツセンター駐車場	無料	100円	
葛飾区水元体育館駐車場	無料	100円	
葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場	無料	100円	
葛飾区堀切橋駐車広場			500円
葛飾区木根川橋駐車広場			500円
葛飾区第二柴又駐車広場			大 型 車 2,000 円
			大 型 車 500円 以外

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定（大体育室の項、小体育室の項、第一武道場又は第二武道場の項及び弓道場の項に限る。）は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。